

施設カルテ

(1)施設の基本情報

施設番号	S01585	施設名称	松阪市三雲火葬場(松阪市三雲火葬場(三雲))		
所在地(住所)	松阪市曾原町1373番地				
					
根拠条例	松阪市三雲火葬場条例	担当部署	環境生活部 環境・エネルギー政策推進課		
設置年度	昭和55年度	財産区分	12 公共用財産		
設置目的 (施設整備を行った経緯と整備が必要であった理由)	<p>墓地・埋葬等に関する法律により、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われる事を目的とする事から、火葬に関する業務を行うため、火葬場を設置する。</p> <p>建設以前(旧町(村)時代)は埋葬と火葬が混在しているなかで、時代風景としては公衆衛生等の観点から火葬への移行が多くなってきた事から町営火葬場の整備建設を行った。</p>				
施設の設置目的に沿った運営状況	建設当時より設置目的に沿った運営を行っている。				

(2)建物の概要

設置形態	単 独	用途地域等	市街化調整区域		
駐車場(収容台数)	16台				
土 地	敷地面積	1,782㎡	借受期間・賃料等	—	
	所有者	市			
主たる建物1	建物名称	松阪市三雲火葬場(三雲)			
	用途	火葬場	構造・階数	鉄筋コンクリート・地上1階・地下0階	
	建築年月	昭和55年12月22日	建物取得費(全体)	26,010,000円	
	延床面積	62.46㎡	耐震診断(実施年)	未実施	
	耐震補強(実施年)	未実施	所有者	市	
大規模改修等の履歴・計画(300万以上)	平成14年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
対象建物	松阪市三雲火葬場				
施工内容	火葬炉修繕(耐火レンガ積替)				
費用	約400万円				
リスク・高機能化対応度	火葬炉の保守点検の結果について、設備自体が20年を経過している事から長期的な運用を考慮するならば大規模な修繕が必要であり、経過観察が必要との報告を受けています。				

(3)管理・運営の概要

利用時間	AM9:00～AM10:00 PM1:00～PM2:30	休所(館)日	1月1日
運営形態	直営	管理・運営者名	—
委託期間(指定管理の場合)	自 年 月 日	至 年 月 日	
業務内容	火葬場の火葬運営業務		

(4)管理・運営に係る経費

(単位:円)

正規職員	0.60	人	労務員		人	再任用職員		人	非常勤職員		人	合計	0.60	人
施設の維持管理に係る経費							施設の運営・事業に係る経費(指定管理の場合)							
維持管理経費							運営・事業等経費							
光熱水費							指定管理委託料							
保守点検委託料							その他の経費							
賃借料														
修繕費														
その他の経費														
人件費														
職員等														
非常勤職員														
①小計							②小計							
④合計(①+②)－③							8,225,505円							
市民一人あたりのコスト							48.67円							
財源		補助金等収入			その他収入									
		使用料等収入			690,500円			③年間収入合計			690,500円			

(5)施設の利用状況

内容	単位	実績数		
		H23	H24	H25
火葬場利用件数(年間件数)	件	103	127	153

(6)関連情報

類似施設		近隣施設	
------	--	------	--

(7)その他

管理・運営上の問題点	火葬炉の老朽化が進み長期的な運用を考慮した場合、大規模な修繕が必要となる。
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
特記事項	火葬炉の老朽化に伴い大規模修繕が必要になってくるが、火葬場自体も古く火葬場のあり方を考える時にきており、地元からも施設の延命について反対意見が多くあり廃止の方向で考えている。又、松阪市全体としての斎場火葬場のあり方について検討を今後行っていくよう協議を始めた。 避難場所指定:無

